

『はじめての年金』令和3年度版

お詫びと訂正

下記箇所に修正がありました。お詫びして、訂正致します。

	12 頁下段「年金請求に必要なもの」の注書き
誤	* 個人番号を記入の場合、住民票、所得証明書、雇用保険被保険者証を省略することができます。
正	* 個人番号を記入の場合、住民票、所得証明書を省略することができます。

	7 頁「希望すれば繰上げ・繰下げ受給も」の* 2
誤	* 2 令和4年4月から、 <u>繰上げ受給</u> の上限年齢が75歳に引き上げられます。
正	* 2 令和4年4月から、 <u>繰下げ受給</u> の上限年齢が75歳に引き上げられます。